

鳥取県告示第 153 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、居宅介護支援事業者から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人一粒の麦	倉吉市東昭和町 173	居宅介護支援事業所キラリ	倉吉市東昭和町 173	平成 19 年 11 月 1 日